

業務の運営に関する規程

(事業者名): ストーリー株式会社
(許可番号): 14-ユー-301704
(事業所名): ストーリー株式会社
(事業所所在地): 川崎市麻生区上麻生7-23-15
(職業紹介責任者): 松尾 実里
(施行日): 2026年2月18日

第1条(目的)

本規程は、(事業者名)が行う有料職業紹介事業の適正な運営を確保し、求人者及び求職者の利益を保護することを目的とする。

第2条(取扱職業の範囲等)

1. 当事業所が取り扱う職業(取扱職種の範囲)は、次のとおりとする。
2. 全職種取扱地域は、国内のみとする。

第3条(業務の内容)

当事業所は、求人者から受理した求人に対し、求職者の希望・能力等に照らして適切な職業を紹介し、紹介の成立に向けた連絡調整その他の関連業務を行う。

第4条(求人の申込みの受理)

1. 求人申込みは、窓口／電話／メール／Web(該当するもの)により受理する。
2. 受理にあたっては、次の事項を確認し、必要に応じて書面または電磁的方法で明示を受ける。
 - (1) 求人者情報(名称・所在地・担当者 等)
 - (2) 従事すべき業務内容、就業場所、雇用期間、労働時間、休日、賃金、加入保険、募集者の氏名等
 - (3) 法令に反する求人でないこと、差別的取扱いの有無 等
3. 法令に違反する求人、虚偽表示が疑われる求人、その他紹介に不適切と判断される求人は受理しない。

第5条(求職の申込みの受理)

1. 求職申込みは、窓口／電話／メール／Web(該当するもの)により受理する。
2. 受理にあたっては、希望職種、希望条件、経験・資格等を確認し、職業選択の自由を尊重して支援する。
3. 求職者から取得する個人情報は、目的を明示し、必要な範囲に限る

第6条(手数料)

1. 手数料は、求人者から徴収する。(※求職者から徴収する場合は、その旨と範囲を明記)

2. 手数料の額及び徴収方法は、次のとおりとする(該当する方式を採用して記載)。
 - 上限制: 別紙「手数料表(上限制)」のとおり
3. 手数料の支払時期は、原則として「紹介成立日(入社日)／内定日／契約締結日」(採用している定義)とし、請求書により請求する。

第7条(返戻金制度)

返戻金の取扱いは、別紙「返戻金規程(または返戻金に関する定め)」のとおりとする。

第8条(求人者・求職者への明示)

当事業所は、紹介にあたり、取扱職種の範囲、手数料、返戻金、苦情処理の方法、個人情報の取扱いその他必要事項を、書面又は電磁的方法により明示する。

第9条(職業紹介の方法)

1. 職業紹介は、求職者の能力・適性及び希望、求人条件等を総合的に勘案し、適切な職業を紹介する。
2. 紹介にあたり、虚偽の表示、誇大広告、個人の尊厳を害する取扱い、差別的取扱いを行わない。
3. 求職者の同意なく、求人者へ応募(推薦)を行わない。

第10条(苦情処理)

1. 当事業所は苦情処理窓口を設置し、迅速かつ適切に対応する。
苦情処理責任者: 松尾実里(連絡先: 090-4708-3834)
2. 苦情の申出内容、対応経過、結果を記録し、再発防止に努める。

第11条(個人情報の取扱い)

1. 個人情報は、職業紹介事業の目的の範囲内で取得・利用し、目的外利用を行わない。
2. 本人の同意なく第三者提供を行わない(法令に基づく場合を除く)。
3. 安全管理措置を講じ、漏えい・滅失・毀損の防止に努める。
4. 開示・訂正・利用停止等の申出に、適切に対応する。

第12条(帳簿書類の整備)

当事業所は、法令に基づき、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿その他必要な帳簿書類を備え付け、適切に管理する。

第13条(教育・法令遵守)

職業紹介責任者及び従業員に対し、関係法令、個人情報保護、適正な募集情報の取扱い等について必要な教育を行う。

第14条(附則)

本規程は2026年2月18日から施行する。